

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条関係））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年5月24日

水俣市長 高岡 利治

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
集R6-1号	袋南志水 1533番1	70林班 19小班	山林	0.2076	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R6-2号	袋時堂 1647番1	70林班 18小班	山林	0.0827	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	袋時堂 1647番2	70林班 61小班	山林	0.0063		
	袋時堂 1651番1	70林班 17小班	山林	0.1797		
集R6-3号	袋時堂 1648番1	70林班 59小班	山林	0.0132	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	袋時堂 1648番2	70林班 60小班	山林	0.0145		
集R6-4号	袋時堂 1649番	70林班 61小班	山林	0.1212	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R6-5号	袋時堂 1642番2	70林班 139小班1~2	山林	0.0661	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
集R6-6号	袋時堂 1645番1	70林班 102小班	山林	1.0981	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。
	袋時堂 1645番2	70林班 105小班1~2	山林	0.2468		
集R6-7号	袋時堂 1650番1	70林班 62小班	山林	0.0284	10年 (2034.4.30)	経営管理権設定区域 は別添図面のとおり。

2 縦覧場所水俣市農林水産課、水俣市のホームページ (<https://www.city.minamata.lg.jp>)

3 本公告により、水俣市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。